

地域密着型サービス事業所 管理者 様
指定相当通所型・訪問型サービス事業所 管理者 様

筑紫野市長 平 井 一 三
(健康福祉部高齢者支援課)

令和8年度介護職員等処遇改善加算の届出について (通知)

令和8年度介護職員等処遇改善加算については、従来、加算等を算定しようとする2カ月前の末日までに届出が必要でしたが、令和8年4月又は5月からの算定分の届出については、令和8年4月15日までに提出することとなりました。

つきましては、令和8年度の届出について、下記を参照の上、お手続きいただきますようお願いいたします。昨年度から当該加算等を算定している場合も、令和8年度分を算定する場合は改めて届出の提出が必要になりますので、御留意ください。

記

1 令和8年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書について

計画書の作成に当たっては、以下の厚生労働省のホームページをご参照ください。

計画書の記入方法の動画が掲載されています。

【厚生労働省ホームページURL】 <https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

2 提出書類

(1) 必須

- ① 処遇改善加算総括表 (別紙様式2-1)
- ② 処遇改善加算個票 (別紙様式2-2) ※令和8年4月及び5月
- ③ 処遇改善加算個票 (別紙様式2-3) ※令和8年6月以降

(2) 賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合

- ・ 特別な事情に係る届出書 (別紙様式5)

※経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字の状況で、事業の継続を図るため、介護職員の賃金水準を引き下げざるを得ない場合に提出してください。

(3) 市から求めがあった場合

以下の書類については、求めがあった場合に提出することとなっておりますので、整備・保管を徹底してください。

- ① 就業規則及び賃金規程
- ② 職員の職責、職務内容に応じた任用要件及び賃金体系
- ③ 昇給の仕組みについて明文化した書面
- ④ サービス提供体制強化加算等、必要な加算を取得していることが分かる書類
(受付済みの届出書の写し等)

3 提出方法・提出先

原則、厚生労働省の「電子申請・届出システム」でご提出ください。

【電子申請・届出システムURL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

やむを得ない場合は、従来通り、郵送又は市高齢者支援課窓口へご提出ください。

〒818-8686 筑紫野市石崎1-1-1 筑紫野市高齢者支援課指定指導担当

電話番号：092-923-1111（内線453）

※朱書きで「令和8年度介護職員処遇改善加算等届出書在中」と記入してください。

4 提出期限

令和8年4月15日（水）（必着） ※提出が遅れる場合は事前にご連絡ください。

5 ホームページへの掲載

様式データや国のQ&A等、加算に関する資料については、厚生労働省ホームページまたは市ホームページを**必ずご確認ください**。

【厚生労働省ホームページURL】 <https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

【市ホームページ】

①様式をダウンロードする場合 記事ID：41918

(<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/site/kaigo/41918.html>)

筑紫野市ホームページトップページ“人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ ページ左部“介護保険”の中の「申請書ダウンロード」→「令和8年度介護職員等処遇改善加算等の様式」

②当該加算等に関する通知等 記事ID：41919

(<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/site/kaigo/41919.html>)

筑紫野市ホームページトップページ“人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ ページ左部“介護保険”の中の「事業者の皆さまへ」→「令和8年度介護職員等処遇改善加算等の届出」

6 届出に当たっての留意事項

- ・複数の事業所をまとめて届出をする場合において、その中の事業所に筑紫野市以外の保険者から指定を受けている事業所が含まれる場合には、その事業所を指定している保険者に対しても届出が必要になります。

※ 筑紫野市を含めた複数の保険者から指定を受けている場合において、他の保険者が指定しているサービス分のみ加算を取得する場合は、筑紫野市への届出は必要ありません。

- ・加算等を算定した場合は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月（通常は7月末）までに、実績報告書を提出する必要があります。また、実績報告は、届出の区分（事業所単位、法人単位）と一致する必要があります。

- ・加算等の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回る必要があります、加算による収入額を下回るとは想定されていません。このため、加算による収入額に相当する賃金改善を必ず実施してください。

7 質問事項

令和8年度届出に関して質問がある場合、質問票によりお問い合わせ願います。

筑紫野市高齢者支援課指定指導担当

電話番号：092-923-1111 内線453

FAX番号：092-920-1786

メールアドレス：kourei@city.chikushino.fukuoka.jp

居宅介護支援事業所・介護予防支援事業所 管理者 様

筑紫野市長 平 井 一 三
(健康福祉部高齢者支援課)

令和8年度介護職員等処遇改善加算の届出について (通知)

令和8年度介護報酬改定により、これまで処遇改善加算の対象外だった、居宅介護支援及び介護予防支援に令和8年6月から介護職員等処遇改善加算を創設することとなりました。

つきましては、令和8年6月分から介護職員等処遇改善加算の算定を希望される場合は、令和8年6月15日までに、下記を参照の上、お手続きいただきますようお願いいたします。なお、令和8年7月分以降に算定を希望する場合は、通常通り、算定を開始する月の前月15日までにお手続きが必要となりますので、ご注意ください。

記

1 令和8年度介護職員等処遇改善加算等処遇改善計画書について

計画書の作成に当たっては、以下の厚生労働省のホームページをご参照ください。

計画書の記入方法の動画が掲載されています。

【URL】 <https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

2 提出書類

(1) 必須

- ① 処遇改善加算総括表 (別紙様式2-1)
- ② 処遇改善加算個票 (別紙様式2-3) ※令和8年6月以降
- ③ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- ④ 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

(2) 賃金水準を引き下げた上で賃金改善を行う場合

・ 特別な事情に係る届出書 (別紙様式5)

※経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字の状況で、事業の継続を図るため、介護職員の賃金水準を引き下げざるを得ない場合に提出してください。

(3) 市から求めがあった場合

以下の書類については、求めがあった場合に提出することとなっておりますので、整備・保管を徹底してください。

- ① 就業規則及び賃金規程
- ② 職員の職責、職務内容に応じた任用要件及び賃金体系
- ③ 昇給の仕組みについて明文化した書面
- ④ サービス提供体制強化加算等、必要な加算を取得していることが分かる書類
(受付済みの届出書の写し等)

3 提出方法・提出先

原則、厚生労働省の「電子申請・届出システム」でご提出ください。

【URL】 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

やむを得ない場合は、従来通り、郵送又は市高齢者支援課窓口へご提出ください。

〒818-8686 筑紫野市石崎1-1-1 筑紫野市高齢者支援課指定指導担当

電話番号：092-923-1111（内線453）

※朱書きで「令和8年度介護職員処遇改善加算等届出書在中」と記入してください。

4 提出期限

令和8年6月15日（月）（必着） ※提出が遅れる場合は事前にご連絡ください。

5 ホームページへの掲載

様式データや国のQ&A等、加算に関する資料については、厚生労働省ホームページまたは市ホームページを**必ずご確認ください**。

【厚生労働省ホームページURL】 <https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

【市ホームページ】

①様式をダウンロードする場合

●処遇改善加算総括表等 記事ID：41918

(<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/site/kaigo/41918.html>)

筑紫野市ホームページトップページ“人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ ページ左部“介護保険”の中の「申請書ダウンロード」→「令和8年度介護職員等処遇改善加算等の様式」

●介護給付費算定に係る体制等に関する届出書等 記事ID：42284

(<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/site/kaigo/42284.html>)

筑紫野市ホームページトップページ“人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ ページ左部“介護保険”の中の「申請書ダウンロード」→「居宅介護(介護予防)支援事業者の指定・変更などの手続き」

②当該加算等に関する通知等 記事ID：41919

(<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/site/kaigo/41919.html>)

筑紫野市ホームページトップページ“人生のできごと”の中の「高齢・介護」→ ページ左部“介護保険”の中の「事業者の皆さまへ」→「令和8年度介護職員等処遇改善加算等の届出」

6 届出に当たっての留意事項

・複数の事業所をまとめて届出をする場合において、その中の事業所に筑紫野市以外の保険者から指定を受けている事業所が含まれる場合には、その事業所を指定している保険者に対しても届出が必要になります。

※ 筑紫野市を含めた複数の保険者から指定を受けている場合において、他の保険者が指定しているサービス分のみ加算を取得する場合は、筑紫野市への届出は必要ありません。

・加算等を算定した場合は、各事業年度における最終の加算の支払があった月の翌々月（通常は7月末）までに、実績報告書を提出する必要があります。また、実績報告は、届出の区分（事業所単位、法人単位）と一致する必要があります。

・加算等の算定要件は、賃金改善額が加算による収入額を上回る必要があります、加算による収入額を下回るとは想定されていません。このため、加算による収入額に相当する賃金改善を必ず実施してください。

7 質問事項

令和8年度届出に関して質問がある場合、質問票によりお問い合わせ願います。

筑紫野市高齢者支援課指定指導担当

電話番号：092-923-1111 内線453

FAX番号：092-920-1786

メールアドレス：kourei@city.chikushino.fukuoka.jp